

令和8年度

新濃尾（二期）地区

新木津用水路春日井朝宮工区その2工事

特 別 仕 様 書

東海農政局新濃尾農地防災事業所

項 目	内 容																											
第1章 総則	<p>新濃尾（二期）地区新木津用水路春日井朝宮工区その2工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。</p> <p>なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>																											
第2章 工事内容																												
1. 目的	本工事は、国営新濃尾土地改良事業計画に基づき新木津用水路の改修を行うものである。																											
2. 工事場所	愛知県春日井市朝宮町地内																											
3. 工事概要	<p>本工事の概要は次のとおりである。</p> <p>水路延長 L=41.799m (eq=+0.099m)</p> <p>施工始点 測点 No.102+33.300</p> <p>施工終点 測点 No.102+75.000</p> <table border="0"> <tr> <td>内訳</td> <td>水路工</td> <td>L=41.799m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>現場打ち水路（5号開渠）</td> <td>L=13.600m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>現場打ち水路（高山制水門）</td> <td>L= 9.850m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>現場打ち水路（八田川放流工）</td> <td>L=18.349m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>付帯工</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>構造物撤去工</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>復旧工</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>仮設工</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>1式</td> </tr> </table>	内訳	水路工	L=41.799m		現場打ち水路（5号開渠）	L=13.600m		現場打ち水路（高山制水門）	L= 9.850m		現場打ち水路（八田川放流工）	L=18.349m		付帯工	1式		構造物撤去工	1式		復旧工	1式		仮設工	1式		その他	1式
内訳	水路工	L=41.799m																										
	現場打ち水路（5号開渠）	L=13.600m																										
	現場打ち水路（高山制水門）	L= 9.850m																										
	現場打ち水路（八田川放流工）	L=18.349m																										
	付帯工	1式																										
	構造物撤去工	1式																										
	復旧工	1式																										
	仮設工	1式																										
	その他	1式																										
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。																											
第3章 施工条件																												
1. 工程制限	<p>1) 水路内工事の着手は、令和8年10月1日以降を予定している。</p> <p>2) 関連工事による高山制水門のゲート据付工事は、令和8年12月下旬からの施工を予定しているため、令和8年12月下旬までに現場打水路（高山制水門）の施工を完了させなければならない。</p>																											
2. 工事期間中の休業日	<p>工事期間中の休業日としては、雨天・休日等（非稼働日）を月当たり標準14日見込んでいる。</p> <p>なお、休業日には土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を含んでいる。</p>																											
3. 施工しない時間帯	<p>原則、平日の午後5時から午前8時まで。</p> <p>なお、気象条件等により上記の施工しない時間帯においてやむを得ず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p>																											
4. 現場技術員	本工事は、共通仕様書第1編1-1-11に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。																											
第4章 現場条件																												
1. 土 質	本工事の施工場所の土質は、図面のとおり礫質土を想定している。																											

項 目	内 容													
2. 関連工事	<p>本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているため、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。</p>													
	No	工 事 名	施工予定時期											
	1	新木津用水路 春日井兵田岩野工区（その2）改修工事	令和7年7月～令和9年5月											
	2	新木津用水路 春日井朝宮工区高山制水門製作据付工事	令和8年5月～令和9年3月											
	※未契約工事の工事名は仮称であり、変更することがある。													
3. 第三者に対する措置 (1) 騒音及び振動対策	<p>1) 騒音及び振動の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 また、住民からの苦情等があった場合は、内容をよく聞き取るとともに、速やかに監督職員に報告し、その対応について協議しなければならない。</p> <p>2) 本工事の施工に当たっては、騒音及び振動を防止するため家屋が近接する箇所において、次による対策工法を想定している。 なお、工事実施に当たっては、監督職員と協議の上、施工しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="550 940 1369 1041"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>対 策 工 法</th> <th>備考(作業時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート取壊し</td> <td>圧砕工法</td> <td>8時～17時</td> </tr> <tr> <td>舗装版破砕</td> <td>圧砕工法</td> <td>8時～17時</td> </tr> </tbody> </table> <p>3) 各種重機械による作業に際し、特に地域の環境規制基準に抵触する恐れのある作業については、事前に振動及び騒音の計測を行うものとし、工法等、変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>4) 既設構造物等の取壊し、掘削、積込、重機走行等、通常の作業を行う場合も騒音及び振動の発生防止に努めるとともに、特に対策を必要とする場合は、監督職員と協議するものとする。</p>					工 種	対 策 工 法	備考(作業時間)	コンクリート取壊し	圧砕工法	8時～17時	舗装版破砕	圧砕工法	8時～17時
工 種	対 策 工 法	備考(作業時間)												
コンクリート取壊し	圧砕工法	8時～17時												
舗装版破砕	圧砕工法	8時～17時												
(2) 濁水処理対策	<p>汚濁水を直接下流に流さないよう、十分注意して施工しなければならない。 なお、流末処理施設（汚濁防止施設等）等が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。</p>													
(3) 防塵対策	<p>防塵対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 なお、現地状況等により、追加の対策が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。</p>													
(4) 保安対策	<p>1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。</p> <p>2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、道路管理者、所轄警察署等との打合せ結果により、交通誘導警備員の人員配置等の変更が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p>													
	配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無									
	朝宮公園駐車場仮設ヤード入口部 (工事用車両)	1名/日	1名	昼間	無									
	朝宮公園駐車場一般車両出入口部 (休工日含む)	1名/日	1名	昼間	無									

項 目	内 容												
	田楽町仮置場出入口部 (土砂搬入搬出時)	1名/日	1名	昼間	無								
(5) 地下水対策 (水質検査)	<p>薬液注入工の施工に当たっては、事前実施する地質調査の削孔部を観測孔として水質検査を行い、水質汚染等が予想される場合は、必要な防止措置を講ずるものとする。</p> <p>1) 薬液注入工の施工に伴う水質汚染等を未然に防止するため、水質検査を行うものとする。</p> <p>なお、調査の位置、施工方法等については、監督職員と協議調整のうえ、受注者において、施工計画書を作成するものとする。</p> <p>2) 水質検査項目は、水素イオン濃度 (pH値) とする。</p> <p>3) 水質検査の頻度等は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="550 627 1385 801"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>検査頻度等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>薬液注入作業着手前</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>薬液注入作業中</td> <td>毎日1回 定時</td> </tr> <tr> <td>薬液注入作業終了後2週間まで</td> <td>毎日1回 定時</td> </tr> </tbody> </table> <p>4) 水質検査項目等を変更する必要がある場合は監督職員と協議するものとする。</p>					項 目	検査頻度等	薬液注入作業着手前	1回	薬液注入作業中	毎日1回 定時	薬液注入作業終了後2週間まで	毎日1回 定時
項 目	検査頻度等												
薬液注入作業着手前	1回												
薬液注入作業中	毎日1回 定時												
薬液注入作業終了後2週間まで	毎日1回 定時												
4. ゴミ処理対策	<p>本工事区域内に投棄ゴミ及びゴミ混入土砂の堆積が確認された場合は、その処分方法について監督職員と協議するものとする。</p>												
5. 環境配慮対策	<p>工事現場内で逃げ遅れた魚等の生物 (特定外来生物を除く) を発見した場合は、直ちに捕獲して現場外へ解放するものとする。</p>												
6. 関係機関との調整	<p>関係機関との調整により、工事内容及び工法、施工時期等に変更が生じた場合は、設計変更を行うことがある。</p>												
第5章 指定仮設	<p>本工事における指定仮設は、設計図面に示すとおりである。</p> <p>なお、指定仮設の変更が必要となった場合、受注者は設計図書等を監督職員に提出し協議するものとする。</p>												
1. 一般事項	<p>本工事における指定仮設は、設計図面に示すとおりである。</p> <p>なお、指定仮設の変更が必要となった場合、受注者は設計図書等を監督職員に提出し協議するものとする。</p>												
2. 仮設道路、水路内進入路等	<p>1) 受注者は、設計図面にに基づき、仮設道路 (1)、仮設道路 (2)、仮設道路 (3)、水路内進入路、仮締切工を整備しなければならない。</p> <p>2) 整備した仮設道路、水路内進入路等は、工事期間中における補修・維持管理及び工事完了後の撤去は、全て受注者の責任において実施しなければならない。</p> <p>3) 既設水路内へ盛土を行う際は、既設構造物に損傷を与えないよう十分注意して施工しなければならない。</p> <p>なお、追加の対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>4) 仮設道路 (1) の仮設ヤード入口部に進入する際に使用する市道については、使用前に現状を把握・確認するとともに、一般交通に支障を来さないよう、受注者の責任において適切な維持管理を行わなければならない。</p> <p>また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p>												
3. 水替工	<p>本工区の上流側から常時流下する排水は、設計図面に示すとおり仮締切工の上流部に工事用水中ポンプφ150mm×2台を配置して、本工区下流の八田川</p>												

項 目	内 容																				
4. 土取場及び建設発生土受入地	<p>に仮廻すものとする（直下流の水止め部には工事中水中ポンプφ50×2台を配置して施工区域内に排水を流入させないものとする）。</p> <p>また、本工区の下流側に設置する水路内進入路は仮締切を兼ねており、直上流に釜場排水を設け、工事中水中ポンプφ150mm×1台を配置して、施工区域内及び下流からの逆流水を本工区下流の八田川に仮廻すものとする。</p> <p>大雨時の対策として、仮締切工の上部（左岸側）にφ200を常備するものとする（稼働日は10日を想定している）。</p> <p>なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>1) 土取場は、設計図面に示す箇所とし、その名称及び採取予定量は、次のとおりとする（自然状態）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在</th> <th>採取予定量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">田楽町仮置場</td> <td rowspan="2">愛知県春日井市田楽町地内</td> <td>370m³</td> <td>仮設工(設置)</td> </tr> <tr> <td>1,700m³</td> <td>土工(埋戻し・盛土)</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、本土取場の土代金及び補償費は、無償とする。</p> <p>2) 建設発生土受入地（仮置き含む）は、設計図面に示す箇所とし、その名称及び搬出予定量は、次のとおりとする（自然状態）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在</th> <th>搬出予定量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">田楽町仮置場</td> <td rowspan="2">愛知県春日井市田楽町地内</td> <td>2,100m³</td> <td>土工(掘削・床掘)</td> </tr> <tr> <td>360m³</td> <td>仮設工(撤去)</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、本受入地以外の受入地を追加する場合は、その名称及び搬出予定量等を指示するものとする。</p>	名 称	所 在	採取予定量	備考	田楽町仮置場	愛知県春日井市田楽町地内	370m ³	仮設工(設置)	1,700m ³	土工(埋戻し・盛土)	名 称	所 在	搬出予定量	備考	田楽町仮置場	愛知県春日井市田楽町地内	2,100m ³	土工(掘削・床掘)	360m ³	仮設工(撤去)
名 称	所 在	採取予定量	備考																		
田楽町仮置場	愛知県春日井市田楽町地内	370m ³	仮設工(設置)																		
		1,700m ³	土工(埋戻し・盛土)																		
名 称	所 在	搬出予定量	備考																		
田楽町仮置場	愛知県春日井市田楽町地内	2,100m ³	土工(掘削・床掘)																		
		360m ³	仮設工(撤去)																		
5. 金属類受入地	<p>本工事で撤去する金属類の受入地は、設計図面に示すとおり確保しており、その名称及び搬出予定金属類は次のとおりとする。</p> <p>なお、金属類は受入地に搬出する前に重量を量り、その結果を工事現場発生材報告書と併せて監督職員に報告するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在</th> <th>搬出予定金属類</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小牧下末仮置場</td> <td>小牧市下末地内</td> <td>フェンス類等</td> <td>撤去物</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在	搬出予定金属類	摘要	小牧下末仮置場	小牧市下末地内	フェンス類等	撤去物												
名 称	所 在	搬出予定金属類	摘要																		
小牧下末仮置場	小牧市下末地内	フェンス類等	撤去物																		
6. 薬液注入工	<p>1) 施工に当たっては、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針について（昭和49年8月16日付け49地第1940号大臣官房地方課長）」、「薬液注入工法の管理について（昭和52年5月19日付け52構改D第339号（設）構造改善局長）」、「薬液注入工法の管理に関する通達の運用について（昭和52年5月19日付け簡易文書52-50構造改善局建設部長）」及び「薬液注入工事に係る施工管理等について（平成2年10月9日付け簡易文書2-105構造改善局建設部設計課長）」により施工しなければならない。</p> <p>2) 施工に当たっては、注入工事に関する優れた技術と経験を有する責任技術者を現場に常駐させ十分な施工管理を行わなければならない。</p> <p>3) 薬液注入工は、二重管ストレーナ工法（複相式）とし、設計図面に基き行うものとする。</p> <p>なお、薬液注入による粘着力の付与により、改良後の改良範囲の地質は粘性土相当を想定しているが、土質・地質条件や地下水の変動等によって、工法の変更等が必要となる場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>4) 薬液注入工に当たっては、次の事項に留意するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 薬液注入に使用する瞬結性薬液のゲルタイムは数秒から1分以内を考えている。 ② 注入速度は、16 ㍈/分程度を標準とする。 ③ 注入圧力は、周辺構造物等に変状を与えないように注入速度を管理しながら、慎重に設定しなければならない。 ④ 総注入量は、172kl を想定している。 <p>また、土質別注入率は礫質土：36.0%を想定している。</p> <p>5) 注入管の引き抜きステップは、原則として50cm以内とする。</p>																				

項 目	内 容
7. 仮設橋	<p>6) 注入による地盤隆起を防ぐため、作業中は、常に地盤及び注入箇所周辺を観測するとともにゲルタイムの測定を行い、圧力や流量を管理しながら施工しなければならない。 なお、ゲルタイムの測定は、原則として作業開始前、午前、午後の各1回以上行うものとする。</p> <p>7) 注入作業に際しては、注入孔毎に注入圧力及び注入量を自動記録測定装置により記録し、作業日報とともに監督職員に報告するものとする。 また、地盤の隆起や構造物に異常が発生した場合は、作業を中止し、応急措置を行うとともに監督職員と協議し、その指示に従うものとする。 なお、水素イオン濃度 (pH 値) の計測は、第4章3の(5)による。</p> <p>水路左岸側への工事用車両の通行等を目的として、設計図面に基づき仮設橋 (T-25) を、設計図面に示す薬液注入工施工前に設置しなければならない。 なお、設計図面により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p>
第6章 工事用地等 1. 発注者が確保している用地 2. 工事用地等以外で受注者が確保する用地 3. 境界杭等	<p>発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要となる用地 (以下「工事用地等」という。) は、設計図面に示すとおりである。</p> <p>前項1以外で、受注者が確保する用地は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。 また、受注者が確保した用地の使用と返還においては、監督職員が別途指示する「工事施工に伴う土地の使用基準」の考え方を踏まえ、適切に処理するものとする。</p> <p>既存境界杭等が工事の施工に支障となる場合は、監督職員と打合せするものとし、境界杭を撤去した場合には、工事完了後復旧したうえで、関係者の了解を得るものとする。 また、新たに境界杭を設置する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。</p>
第7章 工사용電力	<p>工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の責任において準備しなければならない。</p>
第8章 工사용材料 1. 規格及び品質	<p>本工事で、使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。</p> <p>1) 石材及び骨材 再生クラッシュラン(RC-40) JIS A 5001に準拠する。</p> <p>2) 鋼 材 鉄筋(異形棒鋼) JIS G 3112</p> <p>3) コンクリート コンクリートは、レディミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。</p>

項 目	内 容						
	種 類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種類 による記号	使用目的
	鉄筋 コンクリート	24	8	25又は20	55以下	N・BB	付帯工(管理橋)
		21	12	25又は20	55以下	N・BB	水路工, 付帯工
	無筋 コンクリート	18	8	25又は20	65以下	N・BB	水路工, 付帯工
	4) アスファルト混合物						
	アスファルト混合物は、再生加熱アスファルト混合物を使用するものとし、混合物の標準配合は、プラント再生舗装技術指針による再生密粒度アスコン(13)とする。ただし透水性舗装は開粒度アスコン(13)とする。						
	5) 流動化処理土						
	流動化処理土は、 $\sigma_{28}=0.2\text{N/mm}^2$ 以上・フロー値160mm以上・ブリーディング率1.0%以内とする。						
	6) 目地及び止水材料						
	製 品	材 質	仕 様	備 考			
	目地板	コム発泡体	20mm				
	シール材	ポリウレタン系	常温注入式				
	止水材	塩化ビニル樹脂製	CF300mm×7mm				
	止水材	フチルコム製	150mm×6mm		反応接着型		
	7) サイドドレーン						
	製 品	材 質	仕 様	備 考			
	暗渠排水材	ポリプロピレン樹脂製	300mm×30mm		全透水型		
	8) 薬液注入材						
	注入材は、水ガラス系注入材(溶液型無機系) JIS K 1408 の規定に適合するものとする。						
	9) 雑資材						
	耐候性大型土のう袋 $\phi 110 \times 110$ 短期仮設対応(1年)型						
2. 見本又は資料 提出	主要資材及び次に示す工事材料は、使用前にカタログ、試験成績書等を監督職員に提出し、承諾を得るものとする。						
	なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。						
	材 料 名	提 出 物					
	土類、砕石類	試験成績書					
	生コンクリート	配合計画書					
	鉄筋	試験成績書、カタログ					
	鋼材類	試験成績書					
	コンクリート二次製品	承認図、構造計算書、試験成績書					
	目地材	カタログ、試験成績書					
	暗渠排水材	カタログ					
	防護柵類	カタログ					
	シート類	カタログ					
	アスファルト混合物	配合計画書					
	流動化処理土	配合計画書					
	薬液注入材	カタログ、配合計画書、試験成績書					

項 目	内 容																																	
<p>3. 監督職員の検査又は試験</p> <p>第9章 施 工 1. 一般事項 (1) 基準点</p> <p>(2) 検測又は確認（施工段階確認）</p> <p>(3) 中間技術検査</p> <p>2. 再生資源等の利用</p>	<p>次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。 ただし、監督職員の承諾を得た場合は、写真撮影等によりこれに代えることができる。 なお、その他の材料は、受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員から請求があった場合は、これに応じなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="544 416 1455 586"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th> <th>検査・試験項目</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄鋼材類</td> <td>外観、形状、寸法</td> <td>現場搬入時</td> </tr> <tr> <td>生コンクリート</td> <td>スランプ、圧縮強度試験、空気量、塩化物含有量</td> <td>現場搬入時又はプラント</td> </tr> <tr> <td>薬液注入材料類</td> <td>pH、比重、ゲルタイム</td> <td>現場搬入時</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 本工事の基準点は、設計図書に示す基Ⅲ-43 (EL=26.712m) 及び基Ⅲ-44 (EL=26.552m) を使用しなければならない。 なお、基準点等の位置データは、測地成果2000に対応したものである。</p> <p>2) 基準点、境界杭等は、施工中に損傷しないように留意するとともに、移動の必要が生じた場合は、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。</p> <p>1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。 ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。</p> <p>2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合は、これに応じなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="520 1133 1426 1330"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>確認内容</th> <th>確認時期・頻度</th> <th>遠隔確認対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場打ち開水路</td> <td>幅、厚さ（基準高）、高さ</td> <td>初期施工段階で1箇所、タイプ毎1か所</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>鉄筋組立</td> <td>かぶり、中心間隔</td> <td>初期施工段階で1箇所、タイプ毎1か所</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。 2) 中間技術検査を受ける場合は、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。 3) 契約図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図、工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。 5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>1) 再生資源の利用 受注者は、次に示す再生資源を利用しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="523 1845 1390 1951"> <thead> <tr> <th>資 材 名</th> <th>規 格</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生加熱アスファルト混合物</td> <td>再生密粒度アスコン(13)</td> <td>舗装工</td> </tr> <tr> <td>再生クワッチャン</td> <td>RC-40</td> <td>路盤工</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、舗装材に使用する場合は、「舗装再生便覧」（(公社)日本道路協会発行）等を遵守しなければならない。</p> <p>2) 建設資材廃棄物等の現場内利用 受注者は本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等の利用方法等に</p>	材 料 名	検査・試験項目	備 考	鉄鋼材類	外観、形状、寸法	現場搬入時	生コンクリート	スランプ、圧縮強度試験、空気量、塩化物含有量	現場搬入時又はプラント	薬液注入材料類	pH、比重、ゲルタイム	現場搬入時	工 種	確認内容	確認時期・頻度	遠隔確認対象	現場打ち開水路	幅、厚さ（基準高）、高さ	初期施工段階で1箇所、タイプ毎1か所	○	鉄筋組立	かぶり、中心間隔	初期施工段階で1箇所、タイプ毎1か所	○	資 材 名	規 格	備 考	再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13)	舗装工	再生クワッチャン	RC-40	路盤工
材 料 名	検査・試験項目	備 考																																
鉄鋼材類	外観、形状、寸法	現場搬入時																																
生コンクリート	スランプ、圧縮強度試験、空気量、塩化物含有量	現場搬入時又はプラント																																
薬液注入材料類	pH、比重、ゲルタイム	現場搬入時																																
工 種	確認内容	確認時期・頻度	遠隔確認対象																															
現場打ち開水路	幅、厚さ（基準高）、高さ	初期施工段階で1箇所、タイプ毎1か所	○																															
鉄筋組立	かぶり、中心間隔	初期施工段階で1箇所、タイプ毎1か所	○																															
資 材 名	規 格	備 考																																
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13)	舗装工																																
再生クワッチャン	RC-40	路盤工																																

項 目	内 容																														
<p>3. 建設資材廃棄物等の搬出</p>	<p>について監督職員と協議しなければならない。 なお、分別の徹底及び適切な保管を行うものとする。</p> <p>本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 なお、下表に記載されていない建設資材廃棄物が本現場内で発生した場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="539 481 1409 954"> <thead> <tr> <th>建設資材廃棄物</th> <th>処理施設名</th> <th>住 所</th> <th>受入時間</th> <th>事業区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無筋 コンクリート塊</td> <td>春是産業(株)</td> <td>犬山市字佐ヶ瀬 6-1</td> <td>8:00～ 16:30</td> <td>再資源化 施設業者</td> </tr> <tr> <td>鉄筋 コンクリート塊</td> <td>(株)江南工業</td> <td>江南市鹿子島町 船付99</td> <td>8:00～ 17:00</td> <td>再資源化 施設業者</td> </tr> <tr> <td>アスファルト塊</td> <td>春是産業(株)</td> <td>犬山市字佐ヶ瀬 6-1</td> <td>8:00～ 16:30</td> <td>再資源化 施設業者</td> </tr> <tr> <td>汚泥</td> <td>サコリサイクル(株)</td> <td>東海市浅山3- 190</td> <td>8:00～ 17:00</td> <td>再資源化 施設業者</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック</td> <td>(株)ヘイ</td> <td>弥富市鍋田町六 野36-1</td> <td>8:00～ 16:30</td> <td>再資源化 施設業者</td> </tr> </tbody> </table>	建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分	無筋 コンクリート塊	春是産業(株)	犬山市字佐ヶ瀬 6-1	8:00～ 16:30	再資源化 施設業者	鉄筋 コンクリート塊	(株)江南工業	江南市鹿子島町 船付99	8:00～ 17:00	再資源化 施設業者	アスファルト塊	春是産業(株)	犬山市字佐ヶ瀬 6-1	8:00～ 16:30	再資源化 施設業者	汚泥	サコリサイクル(株)	東海市浅山3- 190	8:00～ 17:00	再資源化 施設業者	廃プラスチック	(株)ヘイ	弥富市鍋田町六 野36-1	8:00～ 16:30	再資源化 施設業者
建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分																											
無筋 コンクリート塊	春是産業(株)	犬山市字佐ヶ瀬 6-1	8:00～ 16:30	再資源化 施設業者																											
鉄筋 コンクリート塊	(株)江南工業	江南市鹿子島町 船付99	8:00～ 17:00	再資源化 施設業者																											
アスファルト塊	春是産業(株)	犬山市字佐ヶ瀬 6-1	8:00～ 16:30	再資源化 施設業者																											
汚泥	サコリサイクル(株)	東海市浅山3- 190	8:00～ 17:00	再資源化 施設業者																											
廃プラスチック	(株)ヘイ	弥富市鍋田町六 野36-1	8:00～ 16:30	再資源化 施設業者																											
<p>4. 特定建設資材の分別解体等</p>	<p>本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="528 1061 1385 1610"> <thead> <tr> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分解解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①仮設</td> <td>仮設工事 ■有 □無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 ■手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>②土工</td> <td>土工事 ■有 □無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>③基礎工</td> <td>基礎工事 ■有 □無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>④本体構造</td> <td>本体構造の工事 ■有 □無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>⑤本体付属品</td> <td>本体付属品の工事 ■有 □無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>⑥その他 (構造物撤去工)</td> <td>その他の工事 ■有 □無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 ■手作業・機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ■が該当部分である。</p>	工 程	作業内容	分解解体等の方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	③基礎工	基礎工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	⑥その他 (構造物撤去工)	その他の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用									
工 程	作業内容	分解解体等の方法																													
①仮設	仮設工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用																													
②土工	土工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																													
③基礎工	基礎工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																													
④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																													
⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																													
⑥その他 (構造物撤去工)	その他の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用																													
<p>5. 土 工 (1) 掘削</p>	<ol style="list-style-type: none"> 掘削土は、埋戻し及び盛土に流用するもののほか全て建設発生土受入地へ搬出しなければならない。 掘削に当たっては、過掘のないように留意して施工するものとする。 なお、過掘となった場合は良質土を用いて(2)に準じて埋め戻さなければならない。 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。 																														

項 目	内 容								
(2) 埋戻し及び盛土	<p>1) 埋戻し及び盛土の材料は、掘削により発生する良質土を流用するものとし、腐植土及び草木を含む表土は流用してはならない。 なお、掘削土が埋戻し及び盛土の材料として適さないと判断した場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 埋戻し及び盛土は、一層の仕上り厚さが30cm程度となるようまき出し、締固め度85%以上となるよう締固めなければならない。</p> <p>3) コンクリート構造物の上部30cmまでの盛土は、構造物に損傷を与えないよう人力（振動コンパクタ等）により、締固めなければならない。</p> <p>4) コンクリート構造物の上部30cmから60cmまでの盛土は、構造物に損傷を与えないよう1.1t以下の締固め機械（ハンドガイド式振動ローラ等）により、締固めなければならない。</p> <p>5) コンクリート構造物の周辺50cmまでは、構造物に損傷を与えないよう人力（振動コンパクタ等）により締固めなければならない。</p> <p>6) コンクリート構造物の周辺50cmより外側及び上部60cmより上側は、構造物に損傷を与えないよう15t以下の締固め機械（振動ローラ・ブルドーザ等）により、締固めなければならない。</p>								
6. コンクリート構造物基礎工	<p>1) コンクリート構造物における基礎地盤の支持力は、下表に示すとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="507 880 1385 965"> <thead> <tr> <th data-bbox="507 880 639 920">工 種</th> <th data-bbox="639 880 927 920">規 格</th> <th data-bbox="927 880 1118 920">支持力</th> <th data-bbox="1118 880 1385 920">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 920 639 965">水路工</td> <td data-bbox="639 920 927 965">現場打ちコンクリート</td> <td data-bbox="927 920 1118 965">177.85kN/m²</td> <td data-bbox="1118 920 1385 965">高山制水門</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 基礎工の施工に当たっては、施工前の基礎地盤の支持力を平板載荷試験により、上表の区間に1箇所確認し監督職員に報告するものとする。 なお、試験場所については、監督職員の指示する場所とし、基礎地盤の支持力が上表に満たない場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	工 種	規 格	支持力	備 考	水路工	現場打ちコンクリート	177.85kN/m ²	高山制水門
工 種	規 格	支持力	備 考						
水路工	現場打ちコンクリート	177.85kN/m ²	高山制水門						
7. 既設構造物取壊し	<p>1) 既設構造物の取壊しは、設計図書のとおり想定しているが、異なる場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) コンクリート、アスファルト舗装等切断時に発生する排水及び粉塵は、吸引機能を有する切断機械等により回収し、産業廃棄物（汚泥）として適切に処理するものとする。 また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを監督職員に提出するものとする。</p> <p>3) 既設橋梁は、舗装盤等を撤去したのち、コンクリート圧砕機（一部ワイヤーソーイング工法による切断併用箇所あり）により取り壊すことを想定しているが、これにより難しい場合には監督職員と協議するものとする。</p>								
8. 復旧工	<p>1) 第6章 工事用地等の復旧は次により行わなければならない。 ① 工事用地等の利用に当たっては、利用後返還の際に支障が生じないよう施工に先立って現況標高、構造物等の位置・形状等の現況確認及び写真管理を入念に実施し、監督職員に報告するものとする。</p> <p>2) 既設構造物の撤去・復旧は、次により行わなければならない。 ① 撤去する構造物は、設計図面に示しているが、施工に先立って構造物の構造・規格等を調査確認し、監督職員に報告するものとする。 ② 復旧する構造物は、設計図面に示しているが、現地と設計図書が合致しない場合は、監督職員と協議するものとする。</p>								
9. 道路復旧工 (1) アスファルト舗装工	<p>1) マーシャル試験の試験法は、舗装の構造に関する技術基準同解説によるものとする。 なお、表層工の施工に当たっては、プライムコート（アスファルト乳剤</p>								

項 目	内 容																				
	<p>PK-3) 126L/100m²以上を路盤面に均一に散布し、表層との密着を図らなければならない。</p> <p>2) 表層工は、施工条件に合った敷均し機械により再生アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種により締固めを行わなければならない。</p> <p>3) 道路復旧については、設計図書のとおりとするが、関係機関との調整によって、復旧範囲及び舗装構成の変更が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p>																				
(2) 路盤工	<p>路盤は、施工条件に合った敷均し機械により再生クラッシュラン（RC-40）の敷均しを行い、施工条件に合った機種により最大乾燥密度の93%以上となるよう締固めなければならない。なお、道路管理者から別途指定がある場合は、監督職員から指示する。</p>																				
10. 植栽工	<p>1) 移植に際しては、監督職員の指示する位置としなければならない。</p> <p>2) 植穴は樹木の鉢に応じ、余裕がある大きさに植穴を掘り、埋戻しは必要に応じ良質土で、底部を中高に敷きならすものとする。</p> <p>3) 樹木の立込は、樹木の「表」「裏」に注意して、付近の風致に応じ見ばえよく垂直に立込み、根部に間げきのないよう土を十分に突き入れなければならない。</p> <p>4) 水極め又は土極めについては、監督職員と協議のうえ決定しなければならない。</p> <p>5) 植付け完了後は余剰枝のせん除又は、整枝その他必要な手入れをしなければならない。</p> <p>6) 排水不良及び地下水位が高いなど樹木に悪影響を与える場合は、監督職員と協議し必要な措置をとらなければならない。</p> <p>7) 樹木は、撤去後速やかに移植することを原則とするが、やむを得ず撤去日に移植が不可能な場合は、仮植え又は十分な保護養生によって根の乾燥防止に努めなければならない。</p> <p>8) 移植後、土壌が乾燥する場合は、必要な灌水を行わなければならない。なお、移植後3か月間について、1日1回の灌水（作業日）を想定している。</p>																				
11. 地質調査	<p>1) 地質調査に当たっては、農林水産省農村振興局制定「地質・土質調査業務共通仕様書」に基づいて実施する。</p> <p>2) 地質調査は、ボーリング調査を下表のとおり実施することとするが、詳細なボーリング調査位置は監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="531 1550 1442 1765"> <thead> <tr> <th>ボーリング調査位置</th> <th>実施時期</th> <th>本数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①水路左岸側 (No. 102+33付近)</td> <td>薬液注入工施工前</td> <td>1本</td> <td>No. 102+33付近</td> </tr> <tr> <td>②水路左岸側 (No. 102+33付近)</td> <td>薬液注入工施工後</td> <td>1本</td> <td>No. 102+33付近</td> </tr> <tr> <td>③水路右岸側 (No. 102+75付近)</td> <td>薬液注入工施工前</td> <td>1本</td> <td>No. 102+75付近</td> </tr> <tr> <td>④水路右岸側 (No. 102+75付近)</td> <td>薬液注入工施工後</td> <td>1本</td> <td>No. 102+75付近</td> </tr> </tbody> </table> <p>3) 地質調査における作業項目及び数量は、別紙「土質調査 作業項目内訳表」に示すとおりである。</p> <p>4) 地質調査結果等により、地質調査の数量等の変更を行う場合がある。</p> <p>5) 地質調査結果等により、薬液注入工の注入量等の変更を行う場合がある。</p>	ボーリング調査位置	実施時期	本数	備 考	①水路左岸側 (No. 102+33付近)	薬液注入工施工前	1本	No. 102+33付近	②水路左岸側 (No. 102+33付近)	薬液注入工施工後	1本	No. 102+33付近	③水路右岸側 (No. 102+75付近)	薬液注入工施工前	1本	No. 102+75付近	④水路右岸側 (No. 102+75付近)	薬液注入工施工後	1本	No. 102+75付近
ボーリング調査位置	実施時期	本数	備 考																		
①水路左岸側 (No. 102+33付近)	薬液注入工施工前	1本	No. 102+33付近																		
②水路左岸側 (No. 102+33付近)	薬液注入工施工後	1本	No. 102+33付近																		
③水路右岸側 (No. 102+75付近)	薬液注入工施工前	1本	No. 102+75付近																		
④水路右岸側 (No. 102+75付近)	薬液注入工施工後	1本	No. 102+75付近																		
第10章 施工管理 1. 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者の資格は入札公告による。																				

項 目	内 容
2. 施工管理	<p>本工事の施工管理は、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとし、同基準に定めのない追加の項目とその管理基準等については、監督職員と打合せするものとする。</p>
3. 工事写真における黒板情報の電子化について	<p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。</p>
(1) 使用する機器・ソフトウェア	<p>受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。</p>
(2) 機器等の導入	<p>1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。</p> <p>2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p>
(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い	<p>1) 受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。</p> <p>2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。</p> <p>なお、上記1) に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。</p> <p>3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p>
(4) 写真の納品	<p>受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。</p> <p>なお、受注者は納品時にURL（https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p>
(5) 費用	<p>機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。</p>
4. 工事現場等における遠隔確認について	<p>1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という。）を行う工事である。</p>

項 目	内 容
第11章 条件変更の 補足説明	<p>2) 遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」(URL 「 https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-220.pdf」) によるものとする。</p> <p>3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。</p> <p>4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。</p> <p>本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 土質・地質に著しい相違があった場合 2) 過失によらない湧水の著しい発生があった場合 3) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現があった場合 4) 第三者の協議結果に伴って変更が生じた場合 5) 石綿含有材又は石綿含有の恐れがある資材を発見した場合 6) 遠隔確認の活用を行う場合 7) その他、本仕様書に定めのないもの
第12章 その他 1. 契約後VE提案	<ol style="list-style-type: none"> 1) 定義 <p>「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。</p> 2) VE提案の意義及び範囲 <ol style="list-style-type: none"> ① VE提案の範囲は、設計図書に定めている内容のうち工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 ② ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。 <ol style="list-style-type: none"> ア) 施工方法等を除く、工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案 イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案 ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案 3) VE提案書の提出 <ol style="list-style-type: none"> ① 受注者は、2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書 様式6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> ア) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由 イ) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む） ウ) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠 エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係 オ) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項 カ) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項 ② 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図面その他の書類の提出を受注者に求めることができる。 ③ 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。 ④ VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

項 目	内 容
	<p>4) VE提案の採否等</p> <p>① 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書 様式6-5）により通知するものとする。 ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。</p> <p>② また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。</p> <p>③ VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。</p> <p>④ 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。</p> <p>⑤ 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。</p> <p>⑥ 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。</p> <p>⑦ VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。</p> <p>⑧ 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記⑥のVE管理費については、変更しないものとする。 ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。</p> <p>5) VE提案書の使用 発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、その内容が無償で使用する権利を有するものとする。</p> <p>6) 責任の所在 発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。</p> <p>2. 電子納品 工事完成図書を共通仕様書第1編1-1-40に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体（CD-RもしくはDVD-R） 正副2部 ・工事完成図書の出力 1部 （電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）</p> <p>3. 石綿ばく露防止対策の徹底 本工事の施工に当たり、石綿含有資材又は石綿含有の恐れがある資材の使用状況を確認していないため、現場において発見した場合は、監督職員に報告し、調査及び撤去方法について協議するものとする。 また、その撤去等に当たっては、「石綿障害予防規則」（平成18年厚生労働省令第21号）など関係法令を遵守するものとする。</p> <p>4. 主任技術者等の専任期間 1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。</p>

項 目	内 容
5. 工期	<p>2) 契約締結日の翌日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。</p> <p>3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、合格通知書における日付とする。</p> <p>本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。</p> <p>なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。</p> <p>ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている272日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。</p> <p>工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。</p> <p>なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。</p> <p>全体工期：契約締結の日から令和9年3月10日（工事完了期限日）まで</p>
6. CORINSへの登録	<p>技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。</p>
7. 工事の施工効率向上対策	<p>受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省Webサイト）を十分に理解の上、対応するものとする。</p> <p>1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）</p> <p>工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。</p> <p>なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p> <p>2) 工事円滑化会議（工程確認会議）</p> <p>工事着手時、新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。</p> <p>なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p> <p>3) 設計変更確認会議</p> <p>工事完成前に設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。</p>

項 目	内 容									
<p>8. 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について</p>	<p>なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p> <p>4) 対策検討会議 工事实施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計、施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに東海農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。 なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。</p> <p>5) 建設コンサルタントの出席 上記1)、2)、3)及び4)の会議に必要なに応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。 なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。</p> <p>6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。</p> <p>次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。 また、購入費用及び輸送費等に要した費用については、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。</p> <table border="1" data-bbox="507 1211 1366 1339"> <thead> <tr> <th>資 材 名</th> <th>規 格</th> <th>調 達 地 域 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷鉄板</td> <td>t=22</td> <td>小牧市</td> </tr> <tr> <td>覆工板</td> <td></td> <td>小牧市</td> </tr> </tbody> </table>	資 材 名	規 格	調 達 地 域 等	敷鉄板	t=22	小牧市	覆工板		小牧市
資 材 名	規 格	調 達 地 域 等								
敷鉄板	t=22	小牧市								
覆工板		小牧市								
<p>9. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について</p>	<p>1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事实施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。</p> <p>3) 受注者は、2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成する</p>									

項 目	内 容
<p>10. 現場環境の改善の試行</p>	<p>とともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。</p> <p>6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「4）の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。</p> <p>7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。</p> <p>本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。</p> <p>1) 内容</p> <p>受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。</p> <p>ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める機能】</p> <p>ア 洋式（洋風）便器</p> <p>イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）</p> <p>ウ 臭い逆流防止機能</p> <p>エ 容易に開かない施錠機能</p> <p>オ 照明設備</p> <p>カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）</p> <p>【付属品として備えるもの】</p> <p>キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示</p> <p>ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫</p> <p>ケ サニタリーボックス</p> <p>コ 鏡と手洗器</p> <p>サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品</p> <p>【推奨する仕様、付属品】</p> <p>シ 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）</p> <p>ス 擬音装置（機能を含む）</p> <p>セ 着替え台</p> <p>ソ 臭気対策機能の多重化</p> <p>タ 室内温度の調整が可能な設備</p> <p>チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）</p> <p>2) 快適トイレに要する費用</p> <p>快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。</p> <p>受注者は、上記1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添</p>

項 目	内 容										
<p>11. 現場環境改善費</p>	<p>付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。</p> <p>【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。</p> <p>なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）までとする。</p> <p>また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。</p> <p>3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。</p> <p>1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから 1 内容以上選択し合計 5 つの内容を実施することとする。</p> <p>ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。</p> <p>なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。</p> <p>3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="528 1128 1425 1856"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 1128 687 1164">計上項目</th> <th data-bbox="687 1128 1425 1164">実施する内容（率計上分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 1164 687 1352">仮設備関係</td> <td data-bbox="687 1164 1425 1352"> ①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1352 687 1509">営繕関係</td> <td data-bbox="687 1352 1425 1509"> ①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1509 687 1576">安全関係</td> <td data-bbox="687 1509 1425 1576"> ①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1576 687 1856">地域連携</td> <td data-bbox="687 1576 1425 1856"> ①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献 </td> </tr> </tbody> </table> <p>12. 週休 2 日による施工</p> <p>1) 本工事は、月単位の週休 2 日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。</p> <p>受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休 2 日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休 2 日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象</p>	計上項目	実施する内容（率計上分）	仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減	営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等）	地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献
計上項目	実施する内容（率計上分）										
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減										
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等										
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等）										
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献										

項 目	内 容												
	<p>条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 週単位の週休2日とは、対象期間の全ての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。</p> <p>② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。</p> <p>③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。</p> <p>① 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。</p> <p>② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。</p> <p>なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。</p> <p>③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。</p> <p>④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。</p> <p>⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。</p> <p>4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。</p> <p>5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。</p> <p>①補正係数</p> <table border="1" data-bbox="550 1709 1444 1939"> <thead> <tr> <th data-bbox="550 1709 778 1839"></th> <th data-bbox="778 1709 1099 1839">週単位の週休2日 〔現場閉所1週間に2日以上〕</th> <th data-bbox="1099 1709 1444 1839">月単位の週休2日 〔現場閉所率28.5%（8日/28）日以上〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="550 1839 778 1872">労務費</td> <td data-bbox="778 1839 1099 1872">1.02</td> <td data-bbox="1099 1839 1444 1872">1.02</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1872 778 1906">共通仮設費(率分)</td> <td data-bbox="778 1872 1099 1906">1.05</td> <td data-bbox="1099 1872 1444 1906">1.04</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1906 778 1939">現場管理費(率分)</td> <td data-bbox="778 1906 1099 1939">1.06</td> <td data-bbox="1099 1906 1444 1939">1.05</td> </tr> </tbody> </table> <p>②補正方法</p> <p>当初積算において月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を</p>		週単位の週休2日 〔現場閉所1週間に2日以上〕	月単位の週休2日 〔現場閉所率28.5%（8日/28）日以上〕	労務費	1.02	1.02	共通仮設費(率分)	1.05	1.04	現場管理費(率分)	1.06	1.05
	週単位の週休2日 〔現場閉所1週間に2日以上〕	月単位の週休2日 〔現場閉所率28.5%（8日/28）日以上〕											
労務費	1.02	1.02											
共通仮設費(率分)	1.05	1.04											
現場管理費(率分)	1.06	1.05											

項 目	内 容																																														
	<p>確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。週単位の週休 2 日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休 2 日を達成できない場合は、補正係数を除した変更を行うものとする。</p> <p>また、提出された工程表が通期の週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成 15 年 2 月 19 日付け 14 地第 759 号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙 8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数 10 点を減ずるものとする。</p> <p>なお、週単位の週休 2 日及び月単位の週休 2 日に関する点数を減ずる措置は行わない。</p> <p>6) 週休 2 日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。</p> <table border="1" data-bbox="571 842 1425 1305"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">補正係数</th> </tr> <tr> <th>週単位</th> <th>月単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋工（太径鉄筋を含む）</td> <td></td> <td>1.02</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防護柵設置工（横断・転落防止柵）</td> <td>設置</td> <td>1.02</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>撤去</td> <td>1.02</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">道路標識設置工</td> <td>設置</td> <td>1.00</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">撤去 移設</td> <td>1.01</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法面工</td> <td></td> <td>1.01</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>区画線工</td> <td></td> <td>1.02</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">構造物とりこわし工</td> <td>機械</td> <td>1.01</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>人力</td> <td>1.02</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>道路植栽工</td> <td></td> <td>1.02</td> <td>1.02</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区分	補正係数		週単位	月単位	鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	1.02	防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	撤去	1.02	1.02	道路標識設置工	設置	1.00	1.00	撤去 移設	1.01	1.01				法面工		1.01	1.01	区画線工		1.02	1.02	構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	人力	1.02	1.02	道路植栽工		1.02	1.02
名称	区分			補正係数																																											
		週単位	月単位																																												
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	1.02																																												
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02																																												
	撤去	1.02	1.02																																												
道路標識設置工	設置	1.00	1.00																																												
	撤去 移設	1.01	1.01																																												
法面工		1.01	1.01																																												
区画線工		1.02	1.02																																												
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01																																												
	人力	1.02	1.02																																												
道路植栽工		1.02	1.02																																												
13. 週休 2 日制の促進	<p>本工事は、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。</p>																																														
14. 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について	<p>1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。</p> <p>2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙 7 に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大 7.5 点を加点評価する。ただし、工事成績評定の合計は 100 点を超えないものとする。</p> <p>○事業（務）所長</p> <table border="1" data-bbox="547 1830 1393 2049"> <tr> <td> <p>【被災農林漁家の就労機会の確保】</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。</p> </td> </tr> </table>	<p>【被災農林漁家の就労機会の確保】</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。</p>																																													
<p>【被災農林漁家の就労機会の確保】</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。</p>																																															

項 目	内 容
15. 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)について	<p>1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払いに伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)の対象工事である。</p> <p>2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。</p>
16. 熱中症対策に資する現場管理費の補正	<p>1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。</p> <p>2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>①真夏日 日最高気温が30℃以上の日をいう。</p> <p>②工期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。</p> <p>③真夏日率 以下の式により算出された率をいう。 $\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$ </p> <p>3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。</p> <p>4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上観測所の気温又は環境省を公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。 なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。 ただし、これにより難しい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。</p> <p>5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。</p> <p>6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。 $\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}※$ ※補正係数：1.2 </p>
17. 1日未満で完了する作業の積算	<p>1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算(以下「1日未満積算基準」という。)は、変更積算のみに適用する。</p> <p>2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。</p> <p>3) 同一作業員の作業が他職種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積</p>

項 目	内 容
<p>18. 共通仮設費率分の適切な設計変更について</p>	<p>算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。</p> <p>1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。</p> <p>運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開・除根・除草費</p> <p>2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。</p> <p>3) 受注者は、2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。</p> <p>4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。</p> <p>6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。</p> <p>7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。</p>
<p>19. 情報化施工技術の活用について</p> <p>(1) 適用</p> <p>(2) 協議・報告</p> <p>(3) 使用する機器・ソフトウェア</p> <p>(4) 貸与資料</p>	<p>本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、情報通信技術の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、受注者の発議により、土工に関する起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理等の施工管理及びデータ納品の全て又は一部において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」の対象工事（受注者希望型）である。</p> <p>受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。</p> <p>なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨発注者に報告するものとする。</p> <p>情報化施工技術を活用するに当たり使用する機器及びソフトウェアは、受注者が調達すること。また、施工に必要なデータは、受注者が作成するものとする。使用する機器、ソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。</p> <p>基本設計データ及び3次元設計データの作成に必要な貸与資料は下表のと</p>

項 目	内 容						
<p>(5) 確認及び検査</p> <p>(6) 電子納品</p> <p>(7) 情報化施工技術の活用に必要な費用</p> <p>第13章 定めなき事項</p>	<p>おりである。このほか、必要な資料がある場合は、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。</p> <p>なお、貸与を受けた資料については、工事完成時までに監督職員へ返却しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="544 338 1401 535"> <thead> <tr> <th data-bbox="544 338 639 383"></th> <th data-bbox="643 338 1401 383">貸与資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="544 387 639 461">1</td> <td data-bbox="643 387 1401 461">新濃尾（二期）地区 新木津用水路新木津用水路春日井朝宮工区補足設計業務 報告書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 465 639 535">2</td> <td data-bbox="643 465 1401 535">図面のCADデータ</td> </tr> </tbody> </table> <p>受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用 T S 等光波方式等を準備しなければならない。</p> <p>受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき提出しなければならない。</p> <p>1) 情報化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき計上することとする。</p> <p>2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛、経費等の見積書提出に協力しなければならない。</p> <p>また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。</p> <p>この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>		貸与資料	1	新濃尾（二期）地区 新木津用水路新木津用水路春日井朝宮工区補足設計業務 報告書	2	図面のCADデータ
		貸与資料					
1	新濃尾（二期）地区 新木津用水路新木津用水路春日井朝宮工区補足設計業務 報告書						
2	図面のCADデータ						

(別紙)

土質調査 作業項目内訳表

○作業項目、作業内容及び作業数量

作業項目	作業内容	数量	備考														
1. 機械ボーリング (土質, ホルコア)	<p>口径はφ66mmとし、平坦地足場より削孔する。</p> <p>(単位：m)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査箇所</th> <th colspan="2">土質区分</th> </tr> <tr> <th>礫混じり土砂</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①水路左岸側(No. 102+33 付近)</td> <td>5.0</td> <td rowspan="2">9.7</td> </tr> <tr> <td>③水路右岸側(No. 102+75 付近)</td> <td>4.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※薬液注入工施工前</p>	調査箇所	土質区分		礫混じり土砂	計	①水路左岸側(No. 102+33 付近)	5.0	9.7	③水路右岸側(No. 102+75 付近)	4.7	9.7m					
調査箇所	土質区分																
	礫混じり土砂	計															
①水路左岸側(No. 102+33 付近)	5.0	9.7															
③水路右岸側(No. 102+75 付近)	4.7																
2. 機械ボーリング (土質, ノコア)	<p>口径はφ66mmとし、平坦地足場より削孔する。</p> <p>(単位：m)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査箇所</th> <th colspan="2">土質区分</th> </tr> <tr> <th>礫混じり土砂</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>②水路左岸側(No. 102+33 付近)</td> <td>5.0</td> <td rowspan="2">9.7</td> </tr> <tr> <td>④水路右岸側(No. 102+75 付近)</td> <td>4.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※薬液注入工施工後</p>	調査箇所	土質区分		礫混じり土砂	計	②水路左岸側(No. 102+33 付近)	5.0	9.7	④水路右岸側(No. 102+75 付近)	4.7	9.7m					
調査箇所	土質区分																
	礫混じり土砂	計															
②水路左岸側(No. 102+33 付近)	5.0	9.7															
④水路右岸側(No. 102+75 付近)	4.7																
3. 水質観測孔設置	<p>水質観測孔は、薬液注入工施工前にボーリング調査を行う1. ①、③の調査孔を利用することとし、孔壁の保護のために塩ビ管φ40(キャップ含む)を挿入する。なお、無孔管は地上部から1.0mまでとし、有孔管は調査孔下端から薬液注入工の施工範囲までとする。</p> <p>(単位：m)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査箇所</th> <th>無孔管延長 (VPφ40)</th> <th>有孔管延長 (VPφ40)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①水路左岸側(No. 102+33 付近)</td> <td>2.7</td> <td>3.3</td> </tr> <tr> <td>③水路右岸側(No. 102+75 付近)</td> <td>2.7</td> <td>3.0</td> </tr> </tbody> </table>	調査箇所	無孔管延長 (VPφ40)	有孔管延長 (VPφ40)	①水路左岸側(No. 102+33 付近)	2.7	3.3	③水路右岸側(No. 102+75 付近)	2.7	3.0	2か所						
調査箇所	無孔管延長 (VPφ40)	有孔管延長 (VPφ40)															
①水路左岸側(No. 102+33 付近)	2.7	3.3															
③水路右岸側(No. 102+75 付近)	2.7	3.0															
4. 標準貫入試験	<p>標準貫入試験は1.0m毎に実施するものとし、薬液注入工施工後の②、④は改良範囲を対象とする。</p> <p>なお、試験箇所が礫に直接接触する場合は、協議の上、試験回数を追加する。</p> <p>(単位：回)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査箇所</th> <th colspan="2">土質区分</th> </tr> <tr> <th>礫混じり土砂</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①水路左岸側(No. 102+33 付近)</td> <td>5</td> <td rowspan="4">16</td> </tr> <tr> <td>②水路左岸側(No. 102+33 付近)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>③水路右岸側(No. 102+75 付近)</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>④水路右岸側(No. 102+75 付近)</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	調査箇所	土質区分		礫混じり土砂	計	①水路左岸側(No. 102+33 付近)	5	16	②水路左岸側(No. 102+33 付近)	3	③水路右岸側(No. 102+75 付近)	5	④水路右岸側(No. 102+75 付近)	3	16回	
調査箇所	土質区分																
	礫混じり土砂	計															
①水路左岸側(No. 102+33 付近)	5	16															
②水路左岸側(No. 102+33 付近)	3																
③水路右岸側(No. 102+75 付近)	5																
④水路右岸側(No. 102+75 付近)	3																
5. 解析作業	<p>(1) 既存資料の収集・現地調査</p> <p>(2) 資料整理取りまとめ</p> <p>(3) 断面図等の作成</p> <p>(4) 総合解析取りまとめ</p>	1式															

(別記様式1)

工期通知書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
東海農政局長 秋葉 一彦 殿

住所
商号又は名称
氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	新濃尾（二期）地区 新木津用水路春日井朝宮工区その2工事
工 事 場 所	愛知県春日井市朝宮地内
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

令和8年度

新濃尾農地防災事業

新濃尾（二期）地区 新木津用水路春日井朝宮工区その2工事

工 事 数 量 表
【当初】

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 土工				
(1)掘削工				
一次掘削	水路外, 田楽町仮置場へ	m ³	15	
二次掘削	左岸側, 水路内, 田楽町仮置場へ	m ³	410	
二次掘削	右岸側, 水路内, 田楽町仮置場へ	m ³	880	
床掘	水路内, 田楽町仮置場へ	m ³	840	
基面整正		m ²	360	
法面整形		m ²	460	
(2)埋戻工 (左岸)				
埋戻(構造物周辺)	田楽町仮置場より	式	1	
埋戻(B<1.0m)	田楽町仮置場より	式	1	
埋戻(1.0m≦B<2.5m)	田楽町仮置場より	式	1	
埋戻(2.5m≦B<4.0m)	田楽町仮置場より	式	1	
(3)埋戻工 (右岸)				
埋戻(構造物周辺)	田楽町仮置場より	式	1	
埋戻(B<1.0m)	田楽町仮置場より	式	1	
埋戻(1.0m≦B<2.5m)	田楽町仮置場より	式	1	
埋戻(2.5m≦B<4.0m)	田楽町仮置場より	式	1	
埋戻(B≧4.0m)	田楽町仮置場より	式	1	
(4)盛土工 (左岸)				
盛土(構造物周辺)	田楽町仮置場より	m ³	13	
盛土(B<1.0m)	田楽町仮置場より	m ³	13	
盛土(1.0m≦B<2.5m)	田楽町仮置場より	m ³	6	
盛土(B≧4.0m)	田楽町仮置場より	m ³	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
法面整形		m ²	45	
(5)盛土工(右岸)				
盛土(構造物周辺)	田楽町仮置場より	m ³	11	
盛土(B<1.0m)	田楽町仮置場より	m ³	5	
盛土(1.0m≦B<2.5m)	田楽町仮置場より	m ³	1	
盛土(B≧4.0m)	田楽町仮置場より	m ³	1	
2. 構造物撤去工				
(1)構造物取壊し工	水路内(橋含む)			
コンクリート切断	水路本体	m	16	
コンクリート切断	橋, 橋台	m ²	11	
コンクリート構造物取壊し	無筋	m ³	64	
コンクリート構造物取壊し	鉄筋	m ³	117	
コンクリート構造物取壊し	鉄筋コンクリート2次製品	m ³	6.9	
既設ゲート撤去	高山制水門	門	1	
既設ゲート撤去	仮設排水ゲート	門	1	
殻運搬・処理	無筋コンクリート殻	m ³	64	
殻運搬・処理	有筋コンクリート殻	m ³	117	
殻運搬・処理	鉄筋コンクリート2次製品殻	m ³	6.9	
殻処理	汚泥	m ³	0.4	
殻運搬	汚泥	回	1	
(2)構造物取壊し工	水路外			
舗装版切断	AS舗装, t=50mm	m	8.7	
舗装版破碎	AS舗装, t=50mm	m ²	182	
縦格子フェンス撤去	撤去(再利用), H=1800, 場内仮置	m	60	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
縦格子フェンス撤去	撤去(転用), H=1100, 場内仮置	m	36	
縦格子フェンス撤去	撤去(転用), H=1100, ヘースプレート式, 場内仮置き	m	15	
縦格子フェンス撤去	撤去(再利用), H=1100, 場内仮置, プレート式, 仮設橋部	m	24	
縦格子フェンス撤去	撤去, H=1100, ブロック基礎, 下末仮置場へ	m	28	
縦格子フェンス(両開き門扉)撤去	撤去(再利用), H1800, 場内仮置き	基	1	
縦格子フェンス(片開き門扉)撤去	撤去(再利用), H1800, 場内仮置き	基	1	
縦格子フェンス(片開き門扉)撤去	撤去, H1800, 下末仮置場へ	基	1	
転落防止柵撤去	撤去, H=1100, 埋込式, 仮置(下末仮置場)	m	4.6	
ネットフェンス撤去	撤去, H=1000, 水路改修区間	m	25	
ネットフェンス撤去	撤去, H=1000, 施工終点～ふれあい橋(右岸側)	m	101	
ネットフェンス撤去	撤去, H=1000, 施工終点～ふれあい橋(左岸側), 小運搬	m	124	
ネットフェンス撤去	撤去, H=1000, ふれあい橋～八田川(右岸側), 小運搬	m	140	
ネットフェンス撤去	撤去, H=1000, ふれあい橋～八田川(左岸側), 小運搬	m	108	
仮排水路撤去	FRPM φ 1800	m	45.5	
仮排水路吐口柵撤去	鋼矢板IV型, L=9.0m	箇所	1	
張コンクリート取壊し	無筋	m ³	1.8	
仮設手摺撤去	短管パイプ	m	48	
歩車道境界ブロック	撤去, 片面歩車道境界ブロックA型	m	48	
地先境界ブロック	撤去, 地先境界ブロックB型	m	48	
車止めブロック撤去	撤去	個	40	
石積撤去	H=0.8m	m ²	6.2	
照明灯撤去		基	1	
引込柱撤去		基	1	
植栽撤去(移植)	中木, 100cm以上200cm未満, かん水含む	本	50	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
植栽撤去（移植）	低木, 60cm未満, かん水含む	本	4	
殻運搬・処理	無筋コンクリート殻	m3	8.3	
殻運搬・処理	アスファルト殻	m3	9.1	
殻処分	廃プラスチック, 管類	m3	32	
殻運搬	廃プラスチック, 管類	回	4	
殻処分	廃プラスチック, シート類	m3	1.6	
殻運搬	廃プラスチック, シート類	回	1	
殻処理	汚泥	m3	0.1	
殻運搬	汚泥	回	1	
3. 水路工				
(1) 現場打ち水路工	5号開渠			
均しコンクリート	18-8-25	m3	5.3	
型枠	均しコンクリート	式	1	
躯体コンクリート	21-12-25	m3	108	
型枠	躯体コンクリート	式	1	
鉄筋	躯体コンクリート, D19	ton	7.01	
鉄筋	躯体コンクリート, D16	ton	1.42	
鉄筋	躯体コンクリート, D13	ton	3.01	
ワイプホール(側壁)	逆止弁付き, φ50, L=430	箇所	24	
サイトドレーン	暗渠排水材, 全透水型, 平面系, B300×t30	m	54.4	
ワイプホール(底版)	逆止弁付き, φ75, L=200+450	箇所	2	
アンダードレーン	B350×H400, 単粒度砕石4号, 有孔管VUφ100	m	27.2	
施工目地	油性ペイント	m ²	15	
シール材	目地表面, 無収縮モルタル, 20×20	m	43.4	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
止水板	縦断方向(目地断面), CF-300×7	m	36.0	
ダウエルバー	D16(L=1000)	本	122	
足場	躯体コンクリート	式	1	
(2)現場打ち水路工	高山制水門			
均しコンクリート	18-8-25	m ³	4.1	
型枠	均しコンクリート	式	1	
躯体コンクリート	21-12-25	m ³	98	
型枠	躯体コンクリート	式	1	
鉄筋	躯体コンクリート, D29	ton	0.957	
鉄筋	躯体コンクリート, D25	ton	0.832	
鉄筋	躯体コンクリート, D22	ton	3.76	
鉄筋	躯体コンクリート, D19	ton	1.14	
鉄筋	躯体コンクリート, D16	ton	2.02	
鉄筋	躯体コンクリート, D13	ton	2.37	
ワイプ・ホール(側壁)	逆止弁付き, φ50, L=430	箇所	16	
サイトドレーン	暗渠排水材, 全透水型, 平面系, B300×t30	m	40.6	
アンダードレーン	B350×H400, 単粒度砕石4号, 有孔管VUφ100	m	19.7	
伸縮目地	コム発泡体, t=20mm	m ²	13	
シール材	目地表面, 無収縮モルタル, 20×20	m	35.2	
止水板	CF-300×7	m	17.5	
ダウエルバー	D19(L=1000)	本	61	
足場	躯体コンクリート	式	1	
支保	躯体コンクリート	式	1	
(3)現場打ち水路工	八田川放流工			

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
均しコンクリート	18-8-25	m ³	9.1	
型枠	均しコンクリート	式	1	
躯体コンクリート	21-12-25	m ³	136	
型枠	躯体コンクリート	式	1	
鉄筋	躯体コンクリート, D22	ton	5.25	
鉄筋	躯体コンクリート, D19	ton	2.50	
鉄筋	躯体コンクリート, D13	ton	4.29	
ウイプホル(側壁)	逆止弁付き, φ 50, L=430	箇所	24	
ウイプホル(側壁)	逆止弁付き, φ 50, L=450+880	箇所	2	
サイトドレーン	暗渠排水材, 全透水型, 平面系, B300×t30	m	76.8	
ウイプホル(底版)	逆止弁付き, φ 75, L=200+450	箇所	2	
アンダードレーン	B350×H400, 単粒度砕石4号, 有孔管VU φ 100	m	36.7	
施工目地	油性ペイント	m ²	13	
シール材	目地表面, 無収縮モルタル, 20×20	m	28.6	
ダウエルバー	D16 (L=1000), VP φ 20 (L=500)	本	116	
ダウエルバー	D19 (L=1000), VP φ 25 (L=500)	本	55	
足場	躯体コンクリート	式	1	
4. 付帯工				
(1) 高山制水門管理橋架設工				
桁架設	プレキャストPCスラブ, L=8.050m	枚	5	
コーム支承		個	12	
地覆工		式	1	
安全施設工	縦格子フェンス, H=1400, ベースプレート式	m	16	
アスファルト舗装工	t=50mm, 再生密粒度アスコン(13)	m ²	35	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
(2)張りコンクリート工				
張りコンクリート	18-8-25, t=10cm	m ²	182	
型枠	張りコンクリート	式	1	
伸縮目地	コ ³ ム発泡体, t=20mm	m ²	8	
(3)階段工				
階段工 (水路内)	八田川右岸, 無筋コンクリート, 18-8-40, H=2800	箇所	1	
階段工	右岸, 3段, 無筋コンクリート, 18-8-25, H=650	箇所	1	
階段工	右岸, 7段, 無筋コンクリート, 18-8-25, H=1650	箇所	1	
(4)擁壁工				
重力式擁壁工	左岸下流側, 無筋コンクリート, 18-8-40	箇所	1	
1号翼壁工	左岸上流側, 無筋コンクリート, 18-8-40	箇所	1	
2号翼壁工	右岸上流側, 無筋コンクリート, 18-8-40	箇所	1	
3号翼壁工	左岸下流側, 無筋コンクリート, 18-8-40	箇所	1	
4号翼壁工	右岸下流側, 無筋コンクリート, 18-8-40	箇所	1	
(5)安全施設工				
縦格子フェンス設置	H=1100, ベースプレート式	m	67	
縦格子フェンス設置	H=1800, ブロック基礎式(2型)	m	55	
縦格子フェンス扉設置	H1800, 片開, W=1.0m	基	1	
縦格子フェンス扉設置	H1800, 両開, W=4.0m	基	1	
縦格子フェンス設置(施工終点～ふれあい橋(右岸側))	H=1100, ブロック基礎式(1型)	m	107	
縦格子フェンス設置(施工終点～ふれあい橋(左岸側))	H=1100, ブロック基礎式(1型)	m	128	
縦格子フェンス設置(ふれあい橋～八田川(右岸側))	H=1100, ブロック基礎式(1型)	m	140	
縦格子フェンス設置(ふれあい橋～八田川(左岸側))	H=1100, ブロック基礎式(1型)	m	109	
縦格子フェンス扉設置(ふれあい橋～八田川(右岸側))	H1100, 片開, W=1.0m	基	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
縦格子フェンス扉設置(ふれあい橋～八田川(左岸側))	H1100, 片開, W=1.0m	基	1	
(6)ゲート点検足場				
ゲート点検足場	グレーチング溝幅450, H鋼 H300*300*10*15	組	1	
(7)上条新田分土工	柵蓋補強			
コンクリート構造物取壊し	無筋	m3	0.3	
グレーチング(受枠含む)	2220×2120, T-14, 開口部あり, 垂鉛メッキ(受枠黒ペイント)	基	1	
コンクリート復旧	21-12-25	m3	0.3	
(8)山中分土工	柵蓋補強			
コンクリート構造物取壊し	無筋	m3	0.1	
グレーチング(受枠含む)	1320×(1760/990), 垂鉛メッキ (受枠黒ペイント)	基	1	
コンクリート復旧	21-12-25	m3	0.1	
5. 復旧工				
(1)安全施設工				
縦格子フェンス設置	H=1100, ベースプレート式, フェンス 再利用	m	16	
(2)張りコンクリート復旧	仮設橋部			
張りコンクリート	18-8-25, t=10cm	m ²	19	
(3)舗装復旧	管理橋左岸, カー舗装部			
フィルター層	砂, t=50mm	m3	0.400	
路盤	RC-40, t=100mm	m ²	8.9	
表層	アスファルト舗装, t=40mm, 表面透 水性カー舗装(t=10mm)	m ²	8.9	
(4)道路付帯復旧				
歩車道境界ブロック	復旧, 水路左岸, 片面歩車道 境界ブロックA型	m	0.6	
(5)仮排水呑口柵復旧				
無筋コンクリート	18-8-40	m3	25	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
型枠	無筋コンクリート	式	1	
足場	無筋コンクリート	式	1	
(6)既設護岸復旧	仮排水管吐口柵部,ブロック積, L=4.1m			
盛土	田楽町仮置場より	m ³	28	
コンクリートブロック積	練積(裏込めコンなし), 18-8-25	m ²	14	
裏込め材	RC-40	m ³	4.4	
基礎コンクリート	18-8-25	m ³	0.3	
型枠	基礎コンクリート	式	1	
天端コンクリート	18-8-25	m ³	0.1	
型枠	天端コンクリート	式	1	
6. 仮設工				
(1)仮設道路工(1)	仮設ヤード [△] 入口, 石積み撤去部			
大型土のう	製作～設置, 田楽町仮置場より	袋	6	
敷鉄板	設置～賃料	m ²	48	
(2)仮設道路工(2)	場内進入路(ヤード [△] 内スロープ [△] 含む)			
盛土	設置～撤去, 田楽町仮置場より	m ³	22	
敷鉄板	設置～撤去	m ²	244	
(3)仮設道路工(3)	水路右岸隣接部			
敷鉄板	設置～賃料	m ²	355	
(4)水路内進入路工	下流仮締切工(兼)			
大型土のう	製作～設置～撤去, 田楽町仮置場より	袋	67	
盛土	設置～撤去, 田楽町仮置場より	m ³	170	
敷鉄板	設置～撤去	m ²	76	
(5)仮締切工	上流側			

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
大型土のう	製作～設置～撤去, 田楽町 仮置場より	袋	28	
(6)仮橋工	上流側, T-25			
盛土	設置～撤去, 田楽町仮置場 より, 仮設橋端部	m ³	58	
敷鉄板	設置～撤去, 仮設橋盛土部	m ²	131	
仮設橋 (鋼材)	設置～撤去, 覆工板, 上部 工, 高欄(ガードレール型)	基	1	
仮設橋 (均しコンクリート)	18-8-25	m ³	0.6	
仮設橋 (基礎砕石)	RC-40	m ²	13	
(7)薬液注入工				
薬液注入工 (注入施設据付・解体)		現場	1	
薬液注入工 (注入施設移設)		回	1	
薬液注入工	二重管スレーナ工法, 複相, 4セ ット	本	227	
足場工		式	1	
(8)集水桝保護工				
集水桝保護	水路右岸側グレーチング	基	1	
(9)排水ポンプ工				
排水ポンプ	上流部	箇所	1	
排水ポンプ	下流部, 釜場設置～撤去	箇所	1	
サクションホース	損料, φ 200	m	76.0	
サクションホース	損料, φ 150	m	184.0	
サクションホース	損料, φ 50	m	142.0	
(10)電力設備工				
受電設備		式	1	
分電設備	2か所 (上流、下流)	式	1	
配電設備		式	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(11)安全費				
交通誘導警備員		人	380	
7. その他				
(1)事業損失防止施設費				
共通仮設費（積上げ）				
事業損失防止施設費				
仮囲い 設置	H=3.0m	m	300	
(2)運搬費				
共通仮設（積上げ）				
運搬費				
重建設機械分解・組立・輸送		式	1	
仮設材輸送	敷鉄板, 往復	式	1	
仮設材輸送	覆工板, 往復	式	1	
仮設材輸送	鋼材, 往復	式	1	
仮設材輸送	仮囲い材, 往復	式	1	
(3)役務費				
共通仮設費（積上げ）				
役務費				
電力基本料金		式	1	
(4)技術管理費				
共通仮設費（積上げ）				
技術管理費				
平板載荷試験	50kN以内(載荷板にかかる実荷重)	回	1	
水素イオン濃度分析	薬液注入部	検体	58	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接人件費～機械経費				
地質調査	機械ボーリング, 左右岸2本, 薬注前. ホルコア	式	1	
地質調査	機械ボーリング, 左右岸2本, 薬注後. ソコア	式	1	
地質調査	水質観測孔設置, 左右岸2か所, Br①③の調査孔利用	式	1	
地質調査	標準貫入試験, 左右岸2本	式	1	
地質調査	資料取りまとめ及び断面図等作成	式	1	
間接調査費（施工管理費以外）				
1. 間接調査費				
(1)間接調査費				
地質調査		式	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接人件費				
1. 直接人件費				
(1)直接人件費				
解析作業費	左右岸2本	式	1	